

愛媛県印刷入り封筒広告掲載契約書（案）

愛媛県（以下「甲」という。）と〇〇〇〇（以下「乙」という。）は、愛媛県印刷入り封筒（以下「愛媛県封筒」という。）への広告掲載について、次のとおり契約を締結する。

（趣旨）

第1条 乙は、愛媛県印刷入り封筒広告掲載要領及び愛媛県印刷入り封筒広告掲載仕様書に基づき、甲が令和8年度に購入する愛媛県封筒に広告を掲載し、甲に対し、その対価を支払う。

（契約金額等）

第2条 契約金額、契約期間等は、次のとおりとする。

（1）契約金額

角形2号（長形3号） 円（消費税及び地方消費税を含む。）

（2）契約期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

（3）契約保証金

契約保証金は、愛媛県会計規則（昭和45年規則第18号）第152条から第154条までの規定による。

（契約金の納付方法）

第3条 乙は、契約金の納付について、愛媛県封筒に掲載した広告の代金として、第2条（1）に定める金額を、指定する期日までに、甲の発行する納入通知書により納付しなければならない。

2 乙は、前項で規定する契約金を納付期限までに納入しないときは、当該未支払額につき、遅延日数に応じ、年3パーセントの割合で計算した額の違約金を甲に支払わなければならない。ただし、違約金の総額が100円に満たないときはこの限りでない。

（協議による契約の解除）

第4条 甲は、必要があるときは、乙との協議の上、この契約の全部若しくは一部を解除し、内容を変更し、又は履行を中止することができる。

（甲の解除権）

第5条 甲は、乙が次の各号の一に該当する場合は、この契約を解除することができる。

（1）契約の締結及び履行に関し、不正の行為があったとき。

（2）履行期限までに履行の完了の見込みがないとき。

2 前項の場合において、乙に損害を生ずることがあっても、甲はその責任を負わないものとする。

（損害賠償）

第6条 乙は、その責めに帰すべき事由により、この契約に定める事項を履行せず、甲に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を甲に賠償しなければならない。

（権利、義務の譲渡の禁止）

第7条 乙は、甲の承認を得ないで、この契約に係る権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは担保に供し、又は引き受けさせてはならない。

(下請けの禁止)

第8条 本契約に係る下請けは認めない。ただし、甲の承認を受けた場合はこの限りではない。

(契約の費用等)

第9条 この契約の締結に必要な費用は、乙の負担とする。

(秘密の保持)

第10条 乙は、業務の実施に関し知り得た秘密を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(広告の変更)

第11条 第2条(2)に定める契約期間において、広告の変更があった場合、それによる甲における愛媛県封筒の印刷経費の増加分は乙の負担とする。この場合において、乙は甲が指定する者に直接支払うものとする。

(定めのない事項)

第12条 この契約書に定めのない事項については愛媛県会計規則(昭和45年愛媛県規則第18号)によるものとし、同規則に定めのない事項又はこの契約の条項について疑義が生じた場合は、甲乙双方協議してこれを定めるものとする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、それぞれその1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

甲 愛媛県

愛媛県知事 中村 時広

乙